

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日開会

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日閉会

平成 2 2 年

第 2 回臨時会会議録

小豆島町議会

# 平成 2 2 年 第 2 回 小豆島町議会臨時会会議録

---

小豆島町告示第 4 2 号

平成 2 2 年第 2 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 1 1 月 6 1 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 ( 木 )
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事項 ( 1 ) 専決処分の承認について  
( 2 ) 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部改正  
する条例について

---

開 会 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 ( 木曜日 )

閉 会 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 ( 木曜日 )

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名簿

出席 欠席 ×

議席番号	氏名	11月25日		
1	森口久士			
2	谷康男			
3	大川新也			
4	柴田初子			
5	藤本傳夫			
6	森 崇			
7	新名教男			
8	安井信之			
9	植松勝太郎			
10	渡辺 慧			
11	村上久美			
12	鍋谷真由美			
13	中江 正			
14	中村勝利			
15	浜口 勇			
16	秋長正幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	中 桐 久 志			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 弘			
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
オ リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別 紙 の と お り

平成 22 年第 2 回小豆島町議会臨時会議事日程（第 1 号）

平成 22 年 11 月 25 日（木）午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 68 号 専決処分の承認について（小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例について）（町長提出）
- 第 4 議案第 69 号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（町長提出）

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る11月22日開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る10月14日に開催されました四国地区町村議会研修会におきまして、四国地区町村議会議長会表彰規程に基づく自治功労者表彰が行われました。ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、受賞者のお名前を読み上げますので、前へお進みください。

四国地区町村議会議長会表彰、議員、中村勝利殿。

議長（秋長正幸君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 中村勝利殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成22年10月14日

四国地区町村議会議長会会長 小永正裕 代読

（拍手）

議会事務局長（空林志郎君） 続きまして、四国地区町村議会議長会表彰、議員、鍋谷真由美殿。

議長（秋長正幸君）

表彰状

香川県小豆島町議会議員 鍋谷真由美殿

以下同文につき、省略させていただきます。

おめでとうございます。

（拍手）

議長（秋長正幸君） 中村議員、鍋谷議員、おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

次に、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしも紅葉シーズンの到来とともに、多くの観光客が小豆島を訪れ、寒霞渓、オリーブ公園など町内の観光施設も多くの観光客でにぎわいを見せているところでございます。観光は小豆島の経済にとって非常に重要な役割を持つものであり、こうしたにぎわいが一日でも長く続くことを願わずにはられません。

これから来年度予算の編成作業に入りますが、私としては初めての予算編成となります。誇れるふるさと小豆島の実現を目指し、より効率的、効果的な財政運営を基本としつつ、島が元気になれるべく来年度予算の編成作業を進めたいと考えております。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

さて、本臨時会は専決処分の承認1件、条例案件1件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日

の第2回臨時会は成立しました。

これより開会します。(午前9時35分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(秋長正幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、7番新名教男議員、8番安井信之議員を指名しますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長(秋長正幸君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第68号 専決処分の承認について(小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例)

議長(秋長正幸君) 次、日程第3、議案第68号専決処分の承認について(小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第68号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、小豆島町交通傷害保険の引き受けについて、町が契約しておりました保険会社から辞退申し出があり、実質的に制度の継続が困難となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、保険期間の終期であります10月末をもって小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例を専決処分したものであり、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 住民福祉課長。

住民福祉課長(森 弘章君) それでは、議案第68号専決処分(小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例)につきまして説明いたします。

議案集2ページをお願いいたします。

先ほど町長からの説明にもありましたとおり、当町民交通傷害保険については、元受けとなった保険会社より本年満期日の10月末日をもって継続を辞退したいとの通知があり、事業の継続が困難となり、平成22年11月1日からこの条例を施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をお願いした次第であります。

当町民交通傷害保険は、昭和43年に住民の福利厚生に資するため、自治体の要望に基づき社団法人日本損害保険協会が発足させ、その後株式会社損害保険ジャパンが継続し、本日まで運営してきたものでございます。そのうち、近年の多種多様の内容を伴った保険商品の出現とともに、当保険への加入者は減少傾向をたどり、ここ数年はピーク時の10分の1、年間約100人前後、町民の0.5%程度でありました。そこに本年9月において、契約保険会社よりの事業内容の悪化を理由に次期契約の辞退届が提出され、実質的に制度の継続が困難になったものであります。また、このような状況のもとでの県下9町のうち、既に2町、三木、綾川両町でございまして、つきましては平成20年度よりこの事業を打ち切っており、県の町村会の調査によりまして、ほかの6町においても当町と同様の措置がとられるということでございます。

ちなみに、同保険の掛金は年1,200円でございますが、加入者は過去3年、平成19年には

123人、20年におきましては96人、21年では90人となり、そのうちの保険金請求者は過去3年のうち19年に2人、20年に2人、21年にはゼロ人となっております。以上、小豆島町交通傷害保険条例を廃止する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君）今加入している方への通知とかそういうのはどのようにされたんでしょうか。

（住民福祉課長森 弘章君「一応、10月31日までの期限ということでございますので、今月号の広報から通知をいたしたいと思っております。新規加入の募集を行わないという通知であります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君）12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君）これまでの加入者はどうなるんですか。

（住民福祉課長森 弘章君「自動消滅という……」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君）住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君）失礼しました。

議長（秋長正幸君）許可を得て、発言を願います。

住民福祉課長（森 弘章君）自然消滅、契約期間満期ということで、31日で契約切れとなります。

議長（秋長正幸君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君）質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君）異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第69号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について

議長（秋長正幸君）次、日程第4、議案第69号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君）議案第69号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本年8月10日付の人事院勧告並びに10月13日付の香川県人事委員会勧告の内容に沿って、小豆島町職員の給与に関する条例等を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君）総務課長。

総務課長（中桐久志君）議案第69号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長のほうから申しましたように、人事院の職員の給与に関する報告及び香川県人事委員会の職員の給与等に関する報告、また他の地方公共団体の職員との均衡を考慮いたしまして、給料表及び諸手当の改正等を行うものでございます。

ちなみに、国のほうにありまして、今月の 11 日に召集をされました衆議院本会議で給与法改正案の趣旨説明がなされ、現在審議の場を衆議院から参議院のほうに移して審議がなされておるようでございます。

それでは、本議案の内容について、改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。第 1 条の小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正、第 1 の新旧対照表をごらんください。

第 4 条は、給料表となつてございますけれども、後ろの別表で説明をいたします。

第 20 条が期末手当でございます、めくっていただき、4 ページの第 2 項がその改正となっております。本年 12 月に支給する期末手当の支給割合を、現行の 100 分の 150 を 100 分の 135 に改めるものでございます。第 3 項は、再任用職員の期末手当となっております、12 月期の支給割合を、現行の 100 分の 85 を 100 分の 80 に改めるものでございます。

5 ページの第 21 条第 2 項第 1 号は期末手当の改正でございます、本年 12 月期に支給する期末手当の支給割合を、現行の 100 分の 70 を 100 分の 65 に改めるもので、第 2 号は再任用職員の勤勉手当で、12 月期の支給割合を、現行の 100 分の 35 を 100 分の 30 に改めるものです。附則の第 10 項から 8 ページの第 13 項までが 55 歳を超える職員の給料月額と諸手当を減額するものとなっております。

まず、附則第 10 項では行政職の給料表の 6 級以上を支給をされている職員のうち、55 歳を超える職員の給料等を一定率減額することを規定しております。人事院が実施をいたしました民間給与実態調査の結果ですけれども、公務員が民間給与を 0.19% 上回ったようでございまして、この理由といたしまして、公務員は在職期間が長く、給与水準の高いベテラン職員の比率が高くなっているということが影響しているとしております。この格差を是正するため、55 歳を超える職員の給料等を一律 1.5% 減額するよう勧告がございましたので、本町にありまして国に倣い、行政職給料表 6 級の適用を受ける職員が 55 歳になった場合はその翌年度 4 月 1 日から、またそれ以降に 55 歳以上であった職員が行政職給料表 6 級の適用を受けることになった場合は、適用の日から減額措置を行うことにいたしました。

6 ページの第 1 号が給料月額の減額規定となっております、勧告どおり 1.5% 減ずるとしております。第 2 号が期末手当の減額規定で、第 3 号が勤勉手当を減額する規定となっております、算定基礎となる給料月額を 1.5% 減ずるとしてあります。第 4 号は、給与条例第 24 条で規定をいたしております休職者の給与についても同様に減額措置を行うとする規定となっております。

めくっていただき、8 ページの附則第 11 項では、既に 55 歳である職員が月の途中で行政職給料表 6 級の適用を受けることになったときの減額方法については規則で定めるとしてあります。附則第 12 項は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び欠勤による給与の減額について、手当の額及び減額すべき額を求める基礎となる 1 時間当たりの給与額についても 1.5% 減ずるとしてあります。附則第 13 項は、55 歳以上で 6 級相当職員の勤勉手当の支給限度額を規定するもので、支給総額が 1.5% 減じた額を超えてはならないとしてあります。

9 ページの別表第 1 は行政職の給料表で、13 ページの別表第 2 のイの医療職(2)が看護師等の給料表の改正でございます。若年層と医師を除き、給料月額を平均で 0.1% 引き下げております。なお、医師の給料表ですけれども、アの医療職(1)になりますけれども、今回の勧告では引き下げとなっておりますので、給料のほうは省略しております。

ちょっと飛びますが、17 ページの第 2 の表になります。

めくっていただきます。18 ページですが、第 20 条第 2 項ですけれども、平成 23 年度以降、6 月期に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 125 から 100 分の 122.5 に引き下げ、12 月期の支給割合を 100 分の 135 から 100 分の 137.5 にするもので、第 3 項が再任用職員の期末手当の支給割合についての読みかえ規定となっております。

第 21 条第 2 項第 1 号ですけれども、勤勉手当の支給割合を改めるもので、6 月期、12 月期ともに 100 分の 65 から 100 分の 67.5 に引き上げるものとなっております。

19 ページの第 2 号になります。再任用職員の勤勉手当を改めるもので、100 分の 30 を 100

分の 32.5 にするものでございます。附則第 13 項ですけれども、23 年度以降における 55 歳以上 6 級相当職員の勤勉手当の総支給限度額を規定したものとなっております。

続いて、第 2 条の表になります。2 条の表ですけれども、これにつきましては平成 18 年改正条例の一部改正となっております。18 年改正附則第 6 項の改正となっております。給与構造改革の給与水準引き下げに伴います経過措置額の算定基礎となる額について、引き下げ改定が行われた給料月額を受ける職員が対象になりますけれども、めくっていただきます、20 ページですけれども、そこに記載してあるとおり、給料月額に乗ずる割合を現行の 100 分の 99.76 から 100 分の 99.59 と 99.83 にするものでございます。

附則第 1 項が施行日の規定となっております。施行期日を本年 12 月 1 日としております。ただし、第 1 条の改正規定中、第 2 の表の改正につきましては、本年 4 月からの施行としております。附則第 2 項は、公務員給与の均衡を図るため、減額対象職員について 12 月期の期末手当の額に特別措置を設けまして、第 1 号のとおり 4 月 1 日から 12 月 1 日までの給与に 100 分の 0.28 を乗じて得た額を減額調整するものでございます。21 ページの附則第 3 項ですけれども、企業職員であった期間に受けた給料等に相当する分につきましても、均衡を考慮いたしまして減額調整するものでございます。附則第 4 項は読みかえ規定でございまして、第 5 項は規則への委任規定となっております。

附則第 6 項ですけれども、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、本条例に 22 ページの附則第 3 項から次のページの第 5 項までの規定を追加するものでございます。附則第 3 項は、55 歳以上で 6 級相当職員が育児短時間勤務の承認を受けた場合の給料月額の調整方法を規定したものでございます。給料月額に算出率を乗じた額を基礎に 1.5% を減ずるとする規定となっております。附則第 4 項は、同じく 55 歳以上で 6 級相当職員が育児短時間勤務の承認を受けまして、その代替として任用した短時間勤務職員についても、前項と同様の方法により算定した額を支給するよう規定を設けております。附則第 5 項は、部分休業する 55 歳以上で 6 級相当職員の給料月額の調整方法を規定したもので、前 2 項と同様とするよう規定をしたものとなっております。以上で改正内容の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） ページの 3 ページですけども、（小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正）と、第 1 条があって、その下に次に第 1 ということで、改正後、改正前の対照表があります。その中で第 1 という表記がありますので、この第 1 の次の 4 ページですが、3 のところです。改正前が 100 分の 150 とあるのは 100 分の 85 とあって、その改正が今度 100 分の 130 とあるのは 100 分の 80 とするというふうに表記してありますが、平成 21 年の 11 月議会の臨時議会においての対照表において、同じようにこれは第 1 です、第 1 条の第 1 の対照表のところの、再任用の職員の 3 のところですね。それについては、改正されたのが 100 分の 150 というのはこれは合っていますが、とあるのは 100 分の 80 とするというふうに改正されたわけですが、今回の提案されている改正前の表記が 100 分の 85 となっています。これはどういうことなのか。

それと、同じように次は第 2 の表です。ずっといきまして、ページの 17 ページですね。今度第 2 とありまして、これも改正後、改正前、期末手当、期末手当とあります。次のページめくって 18 ページですが、これについても改正の前が、再任用職員に対する内容の表記がありますが、3 のところ、100 分の 130 とあるのは 100 分の 80 とするというのが改正前でした。それが、この 21 年 11 月の臨時議会のときに提案された、改正されたのは、この第 2 というところの表記は、100 分の 150 とあるのは 100 分の 85 とするとなっています。つまり、改正後と今回の提案の改正前が同じでなければならないと思うんですが、数字が違うのはこれはどういうことなのか伺いたいのと、それと同じように 19 ページの(2)の上段ですね。改正前が 100 分の 30 を乗じた金額云々とありますが、これも同じように前回の臨時議会では、改正されたのが 100 分の 35 を乗じたというふうになっています。これは、第 1 と第 2 それぞれのところ

で表記してありますので、どういうことなのかということを知りたいというふうに思います。

今まで行政合併、2町が合併してから人事院勧告、県の人事委員会、それぞれの勧告、報告があると思いますが、今まで何回この給与に対して、給与の引き下げ等が何回行われたのか、議会で提案されてきたのか知りたいというふうに思います。

3点目は、今回の改正によって1年間1,300万円ほど減額になると言われました。1人当たり、この対象ですね、減額対象になる1人当たりの減額金額が幾らになるのか知りたいというふうに思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 村上議員さんからいろいろ細かい指摘を受けておりますけれども、まず数字がなぜ違うのかということでございますけれども、ボーナスについては6月期と12月期で支給をされるわけでございます。6月期は既に支給をされておりますので、12月期でその分を含めて調整をする必要がありますので、その関係で数字のほうが0.5カ月分の差異が生じておるということでございます。

それから、何回程度給与の引き下げが行われたかということでございますけれども、具体的に何年前からというのはちょっと承知をしておりますが、かなりになるかと思っております。申しわけありません。ちょっと何年前からかというんは、後で答えさせていただきます。

それから、1人当たりの減額はどれくらいかというご質問ですけれども、私ほうの町の平均と申しますか、41歳で大卒係長クラスですけれども、1人当たりが7万8千円程度になります。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 途中で期末手当云々で、支給の時期によって、何か言われましたんですが、この提案そのものの数字は1回臨時議会で改正提案され議決されたら、その間仮に数字が変わった場合には、議会においてそういう提案なり再度提案を議会に諮るといふようなことになるのではないかと思います。議会議員においては、この21年11月の臨時議会において、こういう提案が可決されて、そしてその間に何らこういう変更の提案がなければそのまま議案提案として、改正前の数字というのは改正された11月の議会でそのままの数字が出るのではないのでしょうか。議会にこの21年11月の臨時議会以降、きょうの議会までのそういう提案はなかったというふうに思うんですが、数字の変化があればこうなりますと、仮に専決処分の云々でその処理を議会に提案するということを行わなければならないというふうに思うんですが、この数字が違う点の処理の仕方なり、課長今おっしゃるように、そうするんだったらやっぱり専決処分なりで、数字がこういうふうになったと、改正されたというふうな形で提案されなければならないんじゃないんですか。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 昨年の臨時議会の議案集をお持ちでしたらちょっと見ていただきたいんですけども、今回の提案条例の中身につきましても、ことしの場合とそれから23年度、翌年度以降の分と、2種類いふんか2つあるかと思っております。昨年の臨時議会の議案書をお持ちでしたら、12ページになりますけれども、そこに再任用の改正内容があります。改正後の再任用の率が規定をされておりますけれども、そこに100分の85となっております。ですから、昨年の翌年のものですから、ことしということになります。ことしは100分の85ということになりますので、今回のご提案申し上げておる率は100分の85から80にするということでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） その説明、ちょっと理解できない。私の指摘は、今回提案されているのが、3ページのこの第1条があって、第1の表記が改正後、改正前というふうなところで対照表があるわけですね。同じく今回も提案されてる次の第2の改正後、改正前あるんですが、この意味はそれではなさないということですか、第1、第2という意味は。意味がないんですか。だから、同じように11月議会のときも第1条の第1の対照表があります。同じように第

2 もあります。第 2 の対照表もありますけど、そういうふうに見た場合、同じような表記をしなければならぬんじゃないんですか。その第 1 の部分が次、第 2 で変わっているから、それはそうなんだというふうになるんですか。ちょっと意味わからないんですけど。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 説明が非常に下手で、おわかりいただけないようですけども、再度申し上げますが、期末勤勉手当については年 2 回の支給になっております。ことしの場合でいいますと、もう既に 6 月期でもう支給をしておりますので、12 月期で 2 回分、1 年分をもう減額するということは引き過ぎるということになりますので、翌年度は率を戻してあげないかんわけです。再任用については、昨年のは 100 分の 80 にしたものを引き過ぎておりますので、今年度分については 85 に戻してあげないかんということで戻しておりますという説明なんですけど、施行期日のあれがあるんですが、ちょっとわかりにくいでしょうけど、以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 非常にわかりにくいんですけども、いずれにしてももとに戻すとか戻さないとか、戻すんだったら結局その内容について、我々議員のほうでその戻したというそういう改正、専決処分なりその数字を改正、もとに戻したというふうな形の数字の変更なりを起こす必要があると思うんですが、それは必要ないんですか。全く私は第 1 と第 2 の対照を 11 月と今回の分で比較をして、その上で質問をしているわけですから。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 平たく申しますと、第 1 のほうは今年度の改定です。ですから、今回の条例改正案、4 ページを見ていただきますと、4 ページに期末手当の額はということで 6 月が 125、12 月が 100 分の 135 というふうにしております。総務課長が言ったように、6 月は既に支給しておりますので、年間の調整分を 12 月で一気に調整します。今回の 18 ページを見ていただきますと、これが通年、23 年度以降の 6 月と 12 月に割って減額をしていこうというときの率でございます。ですから、6 月は 122.5 になり、12 月は 137.5 というふうになっておるわけで、これで通年分を表記しております。総務課長が言いましたように、去年の第 1 の表と、今村上議員は去年の第 1 の表と今回の第 1 の表の数字を比べて違うということですが、昨年も第 2 のほうで、通年 22 年度分の期末手当の支給率については第 2 のほうで表記しておりますので、この第 2 のほうの表記が 22 年度の改正前の月数ということになりますので、非常にわかりにくい改正条文になっておりますが、よく見ていただくとそういうことでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質問ありませんか。6 番森議員。

6 番（森 崇君） 2 つ質問したいと思いますが、議会で承認するということですから、真剣に討論するんは当たり前だと思います。

1 つ目は、労働組合の意見はどうだったのかと。とにかく民間なんかやったら、これ労働組合、物すごく交渉するんですね。当然ですけど、人減らしとか賃下げとかいうことですから、これをお聞きしたいと思います。

もう一つは、この条例がもし通ったら、臨時の人たちの賃金はどうなるんでしょうか。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 労働組合との意見交換と申しますが、そういうような状況のお尋ねですけども、今回の条例改正案のご提案に際しまして、労働組合とは、私ですけども、協議をいたしております。その中にはいろんな話がございましたけれども、やはり昨今の経済情勢から、経済が停滞をする中で、民間事業所に勤務されております従業員の皆さんの賃金が下がっておること、それから今問題になっております非正規職員の賃金のあり方、あるいはまたニートの問題等々もありまして、渋々ではありますけれども、当然財政状況もあるわけですけども、渋々ではありますけども納得をいただいたというふうに思っております。

それから、臨時職員との関係のご質問ですけれども、今回の勧告なり改正条例と臨時職員の賃金については直接の連動したものはございません。議員の皆さんご案内のとおり各困難な職種もありますので、臨時職員の賃金等について引き下げという考えは持っておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。6番森議員。

6番（森 崇君） 私は、今回の議案第69号町職員の給与に関する条例などの一部を改正する条例案に反対いたします。

初めに、賃金とは何かですけども、資本金と比べてみます。資本金100万円と賃金100万円では、資本金というのはふえていくんですね。ですから、資本を投資する方は当然のように増殖することを求めるのは当たり前だと思います。一方、賃金ですけど、貯金するにしろいずれ何かの目的に使われてしまう運命にあるんで、もしその100万円はいずれなくなってしまふ、そういう賃金の性質があると思います。大切なことは、賃金の購買力というのは源だだと思います。経済の活性化のもとでもあります。賃金は安いほうがよいという世界じゅうの資本家が思うのは無理からぬことですが、やり過ぎると生きるための買い物ができなくなるというのは事実だと思います。

起業家が国から脱出して他国で生産する、いわゆる産業の空洞化が進んでしまうと、労働者の職場もなくなることになります。しかし、実際に海外展開できる企業は2,000社に1社と言われておりまして、大多数の中小零細企業はそれはできないと思います。地方は企業などの倒産とともに、消費者である私たち労働者の購買力も低下していきます。物事に絶対はないと思いますけど、購買力がこれ以上低下する地方公務員の賃金引き下げは、してはならないと思います。100年近く前に、アメリカのルーズベルト大統領が大変な不況を立て直すために行ったニューディール政策に学んで、逆に賃金を上げ、購買力を上げるときだと私は思います。

もともと人事院勧告制度は労働基本権の代表組織としてスタートしたことから、でも地方分権の時代と言われるとき、全国一斉に賃金を下げる提案には、議員として矛盾を感じて当たり前だと思います。地方公務員の賃金引き下げは、民間へも大きな影響を与えます、当然です。中央集権的だと思います。全国一斉の公務員賃金引き下げはすべきではありません。昔と違って、国からの制裁もないと聞きますので、地方自治体として生活費そのものの職員賃金を下げるべきではないと考えます。他の町はみんな下げるとのことですが、町の財政赤字は地方公務員の賃金が原因でないことは明白だと思います。今回の提案でよい方向に向かうとはとても思っておりません。

きのうの山陽新聞社説、地域主権改革の一説には、三位一体改革では地方交付金が大幅に削られた、その苦い経験からとあります。どんな立場の人でも我慢は必要なことですが、仕方がない、みんなの賃金は下がっているのだというのは間違っていると私は思います。このままでは、賃金は購買力の源であることを放置して、賃金引き下げのスパイラルに小豆島町みずから入ることになると私は思います。

提案の中にもありましたけど、人事院勧告制度も、以前は民間企業100人から50人企業になっています。比べる企業が半分の人数になっています、当然低いです。地方公務員賃金は低いものに比べて高いと言われるシステムになっており、それがラスパイレスだと思います。今回の賃金引き下げ提案は強者の考えで進められており、一方的に過ぎると思います。

小豆島町職員の賃金は低く、国家公務員を100とした場合、小豆島町の公務員はラスパイレス指数92.5でございます。香川県でも下から3番目であり、下げる理由は成り立たないと思います。職員のやる気をなくす提案でしかないと思います。よい町にしようという機運が見えてくるときだけに、するべきでないし、議員の人の賃金もこれはもう下がらないということですよ。

けど、下げてはいけないと思います。賃金は安いほうがよいという理論がさらに蔓延し、賃金が上がらなくなってしまう、今みんなが念願している経済の活性化というのはさらに遠のくと思います。人を雇う側の企業と対立する議論のように見え、またそう思われますが、そうではありません。世界をまたにかけている大手企業は別にして、圧倒的多数の中小零細企業にとっても、経済の活性化のもととなる購買力の向上が、企業にとっても命題なはずだと思います。

公務員は立派な家を建てていると思っている人も多いかと思われませんが、私が勤めていた島バスも労金がお金を貸してくれたので家を建てました。島バスの多くの運転手が家を建てたのは、賃金が高かったからではなくて、銀行である労金に金を借り、何十年もかかって借金を払ってきたんです。確かに、自分さえよければよいというわけにはいかないものであり、公務員賃金も一体的なものです。公務員が財政圧迫の元凶かのような引き下げ提案には納得いきません。全国的にこんなことに血祭りを上げているようでは、地方の活性化は難しいと思います。公務員の賃金袋の中は減る一方が現実だと思われま

す。また、年休の取得率について、厚生労働省発表では47.1%で、前年より0.3ポイント減ったと書かれています。この小豆島町の年休の所得率は17.6と伺っています。年休をとれないこの町の実態も考慮すべきだと思います。また、町職員の働きぶりについても改善の余地があるのは事実だと思いますが、時間外労働をしてもこれがついていないように感じます。サービス残業が当たり前になってはいないか心配しています。

こうした実態や少ない年休取得にもかかわらず、町の職員は文句も言わず頑張っていると思います。瀬戸内国際芸術祭では、土日、祝日ごとに草壁港や池田港で姿を拝見しました。それくらい当然だという声もあると思いますが、決して労働条件はよいとは言えないと思います。低い条件に比べてよいというのは、引き下げる側の論理やと思います。賃金を下げることで1,300万円ほど浮くとのことですが、病院を含め300人を優に超す人たちの働きぶりとか考え方をしっかりするほうが大切じゃないかと思います。日本経団連の調査では、ことしの初任給据え置き率は90.9%であります。賃金は、そうでなくても下げられる傾向であります。将来も考えた対応とともに、職員のやる気を大切にすべきだと思います。

私たちは高潮問題や新内海ダム問題、明るいまちづくりなど、町とともに一生懸命取り組んでいるつもりで当然だと思っています。しかし、地方公務員の賃金引き下げには反対いたします。本日の四国新聞一日一言には、二元代表制と議員のチェック機能のことが書かれています。全国的問題ですので、町の提案はいたし方ないかとも思いますけど、私たち議員はこの提案に反対すべきだと思います。よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 議案第69号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、私は賛成の立場で討論します。

今回の改正条例は経済、雇用情勢等を反映して決定される民間給与に公務員給与を準拠させる人事院勧告及び県人事委員会の勧告を参考に、他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮した減額改定であります。勧告の趣旨が、公務員給与が民間給与を上回る状況を解消しようとするものであり、民間に比べ給与水準の高い中高齢者の引き下げ幅を大きくし、若年層を引き下げないなどの考慮が見られることから、勧告に沿った本条例改正は適切かつ妥当であり、本議案に賛成するものであります。以上。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほども質問しましたように、行政合併以降、幾度となくこのような給与引き下げの提案がされてきております。そういう中で、職員の給与の収入というのが大幅に少なくなってきたのが実態であります。特に、平成21年5月、平成21年11月議会、そして今回の11月の今臨時議会に提案されましたが、給与の引き下げ提案は地域の消費低迷の中、地域経済にマイナスという大きな影響を及ぼすものであるというふうに思います。民間企業に対しても、公務員の給与が下がったのだからということで、民間会社はこれでよしの考え方にも陥りやすくなります。そして、みずからの会社の従業員のボーナスの支給をやめると

か減らすとか、そういう方向さえ出かねないのではないのでしょうか。住民の生活の安定確保が図られず、労働意欲もそがれることになるのではないかと思います。以上のことから、今回の提案については反対の討論をいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 69 号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 69 号は可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成 22 年第 2 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 25 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員